

篠山再生計画(行革編)の進捗状況等についての篠山再生計画推進委員会の意見、提案に対する市の取組方針と結果

取組項目等	意見・提案	市の取組方針	結果(現状)	担当課
定員・給与の見直し	時間外勤務の縮減について、変形労働時間制等を活用するなど、具体的な削減策の提示が必要である。	時間外勤務事前届出、月30時間超過事前協議制度導入及び水曜日ノー残業デーの徹底を実施し、時間外勤務の縮減を図ってきた。新たに総合窓口の時間延長では時差出勤等の措置による対応を行い、他部門でも時間外における会合等は同様の対応をすすめる。	平成21年6月に時間外勤務の縮減対策を策定し、時間外勤務事前届出、月30時間超過事前協議制度、水曜日ノー残業デー徹底、総合窓口における時間延長及び日曜窓口実施に伴う振替休の指定を行い、時間外勤務の縮減を図る。 [参照]「(1)定員・給与の見直し、(NO.4)時間外勤務の縮減。」	職員課
公の施設の見直し	隣保館、公民館などの公の施設の見直し時に、施設としての建物と本来一番大切な中身の事業それぞれについて、関係者も含め十分に議論がなされたのか疑問が残る。 他の施設も含め、議論を先延ばしすることなく、本来の目的達成のために、どのような仕組みが必要なのか、今からその検討に取り掛かるべきである。	隣保館の5館体制維持については、各館の地域住民及び関係団体と何度も協議を重ねた上での結論である。また、運営と事業方針についても、人員減や事業の合理化等により経費を大幅に削減するもので、行財政改革を柱とする再生計画の本旨に沿った内容となっている。今後とも、地域の福祉や人権啓発、人権学習に貢献できる施設として、各館運営委員会とも協議しながら事業を展開していく。 公民館について平成20年度までは、公民館として独立していた建物が丹南公民館と城東公民館及び今田公民館の3館であり、他の3館については支所またはスポーツセンターに配置されていた。分館を残した理由として、当市公民館は、地域の文化活動や社会体育活動に大きくかかわってきた経緯があり、その活動を行う社会教育関係団体を支援する上で、旧篠山町地域の生涯学習を支援する拠点として中央公民館分館(城東公民館)、旧西紀・丹南・今田地域の拠点を中央公民館と位置づけ、中央公民館方式によるサービスの低下や不便さを極力解消するとともに市民の皆様の理解を得やすい体制を構築した。加えて、当市は、広域な面積を有しているため、市民の生涯学習を推進する上でも必要であった。また、公民館の自主事業については、中央公民館に集約し、各地域に向かい実施する「出前方式」により実施しているため、事業実施場所の集中を防ぐとともに、依然と代わらない事業数を確保している。	隣保館(人権推進課) 本年度から、篠山市の財政負担をなくしながら現行の5館体制を維持することとした。ただし、国県の隣保館運営費補助金が廃止や見直しが行われた場合には、根本的な見直しを行う。 なお、主な事項は次のとおり。 1. 各隣保館は嘱託館長1名、相談員1名の2名体制 2. 地域住民の参画による運営 3. サークル的な趣味性の高い事業は、自己負担とする 4. 管隣保館を大型隣保館から普通館への転換(隣保館運営費補助金要綱) 5. 隣保館の名称を「畑、日置、西紀、味間、古市ふれあい館」に変更 [参照]「(3)公の施設の見直し、(NO.5)隣保館等の運営方法の見直し」 公民館(中央公民館) 公民館については、平成21年度より中央公民館及び分館(城東公民館)の2館体制とし、生涯学習の拠点として事業を行っている。 中央公民館方式により事業・職員を集約した結果、これまで行ってきた事業を継続実施すると共に新たな事業展開が可能となり、平成22年度からは家庭教育分野での事業を実施している。 社会教育関係団体等への支援について、中央公民館は市域全体及び西紀・丹南・今田地区を活動拠点とする団体、城東分館は、篠山・城東・多紀地区を活動拠点とする団体を受け持っている。 [参照]「(3)公の施設の見直し、(NO.3)中央公民館方式の採用」	人権推進課 中央公民館
事務事業の見直し	車いすマラソン大会や陶器まつりをはじめとした各種イベントでは、市職員の出席、その他事務作業等による負担が大きく、開催目的とともに市や市民の関わり方を十分に検証し、イベントの統合・廃止も含め、関係機関と十分に協議して、出役人員の削減など、更なる見直しを行う必要がある。	車いすマラソンについては、平成22年度は、開催を行うと同時に、支援を受けている団体・県等と協議を行い、開催に係る必要性・効果の検証をし、平成23年度以降のあり方を検討する。 陶器まつりについて平成20・21年度においては、地元地域が主体的に実施するもの、市職員の出席回数の減を行うものについて、実行委員会並びに各関係団体と協議・調整を積極的に進めた。結果、削減可能な部分は整理できたが、交通警備にかかる人材あるいはガードマン委託の財源確保が最終課題として残っている。引き続き、補助金以外の財源確保及びイベント開催の方法について関係機関との協議・調整を行っていく。	車いすマラソン(福祉総務課) 車いすマラソンは、他のイベントと違い、収益性を伴わないイベントであり、事務局を含め、県市が運営の中心とならざるを得なく、ボランティア中心とした運営にはなじまないものがある。 また、当日の出役においても、重要な部分は市職員が担っており、これ以上職員出役を減らすことが難しい状況になっている。 本マラソンに参加する篠山市民はいないが、疾走するランナーを見て勇気をもらう障害者は多数あると思われる。障害者の社会参加や意欲向上に一定の寄与があると思われる。 運営内容については、再検討を行いつつ、ボランティアや職員の負担軽減、県への負担増額要請などを進めていく。 陶器まつり(観光課) 平成22年6月からの高速道路無料化の対策の一環で、従来、市職員が出役していたイベント当日の交通・雑踏警備も警備会社に業務委託する予算を確保した。(22年度市一般会計6月補正予算)また、駐車場等の交通警備にかかる準備作業等についても業務委託する方向で進めている。 [参照]「(4)事務事業の見直し、(NO.57)各種イベントの自主運営」	福祉総務課 観光課
兵庫県も財政難であるため、県の行革プランによる影響は今後も考えておく必要がある。	平成20年度・21年度において県の事務事業の見直しにより、事業が廃止されたり、補助基準等が変更されたものについては、県の見直し内容に合わせて、事業の廃止や補助基準の見直しを行った。今後も、国・県の政策状況について随時確認を行い、調整を行っていく。	取組方針どおり、随時確認・調整を行っている。平成21年度においても平成20年度に引き続き、県の見直し内容に合わせて、事業の廃止や補助基準の見直しを行った。	[参照]「(4)事務事業の見直し、(NO.85)兵庫県の行革プランの実施にともなう事務事業の見直し」	行政経営課
業務用の設備機器、ソフト、そしてそれらにかかわる維持管理経費など、様々なところに潜む経費削減や自主財源確保の可能性を追求すべきである。 *市民や職員に負担の少ない形で、経費削減の可能性がある。	平成21年度においては、篠山再生計画(行財政改革編)の取組項目である122項目以外の新たな改革項目について、業務改善的な項目も含め経費削減に向け、全市的な取組を行っている。	取組方針どおり、平成22年度においても全的に経費削減の取り組みを行った(新たに5項目を追加)。 [参照]「平成22年度 新規項目(5項目)」		行政経営課

取組項目等	意見・提案	市の取組方針	結果(現状)	担当課
自主財源の確保	市税等の徴収率について目標値を達成していない。更なる努力が必要である。	昨年9月以来、世界的な景気低迷の余波は経済大国を自負してきたわが国でも、企業倒産による失業、リストラ、不安定な労働契約の常態化など生活の安心感の低下から滞納税の増加要因ともなっており、従来以上に徴収の難しさが増している。そのため、現年課税分では早期に文書や電話での督促手立てを講じ、過年度滞納分では自主納付の動員はもとより、滞納処分との積極的な取組みを行う。 滞納処分においては換価が難しい不動産差押から預金や債権、動産差押等にシフトし、また、共有者への連帯納税義務の告知、或いは納税義務者の死亡による相続人への承継通知や告知替え等の新たな取組みも行い、徴収率の向上に努める。 また、平成21年度から市税と国保税の徴収業務を収税課で行なっているが、業務を統合した成果が見出せる取組みに努める。	平成21年度決算における市税等の徴収率は下記のとおり 市税全体徴収率 94.2% (対前年比 0.1% 向上) ・現年度分 市民税 98.5% (対前年比 0.3% 向上、目標値比 ±0.0%) 固定資産税 97.6% (対前年比 ±0.0%、目標値比 0.4%) 軽自動車税 97.9% (対前年比 ±0.0%、目標値比 0.6%) ・滞納繰越分 市民税 27.1% (対前年比 1.8% 向上、目標値比 3.0%) 固定資産税 24.2% (対前年比 6.1% 向上、目標値比 1.2%) 軽自動車税 22.7% (対前年比 7.4% 向上、目標値比 4.4%) 国保税徴収率 71.2% (対前年比 1.2%) ・現年度分 91.6% (対前年比 0.1% 向上、目標値比 3.2%) ・滞納繰越分 13.9% (対前年比 0.3% 向上、目標値比 4.6%) (注)目標値: 徳山再生計画上の目標値 相続による納税義務の承継及び告知替え 15件 連帯納税義務の告知替え 48件	収税課
	滞納の状況によっては、法的手続き(差押)を更に実施すべきである。	市税における平成20年度の差押件数は149件で、前年度の93件から大きく増加している。本年度の市税、国保税の滞納者は、2,998人で現在135件の差押を行っているが、完納に至る者は少なく、新たな課税とともに再々々の差押が必要な状況となっている。差押にあたっては、滞納税に見合う財産の差押が必要であるが、大半の滞納者の生活には厳しさが感じられるなかで、適切な財産の発見が難しくなっている。滞納者の自主的な納付が得られにくい状況下では、差押はやむを得ない措置として今後も積極的に取り組まなければならないと考えている。 そのため、手法においても預金、債権、不動産などに加えて動産等のインターネット公売等にも取り組んでおり、多様な種目への対処で滞納税の削減に努めていく。	平成21年度の主たる取組み ・差押え 市税 206件 (対前年比 57件増加) 国保税 114件 (対前年比 114件増加) このほかの滞納処分として、交付要求、参加差押を実施しており、いずれも前年度の件数を上回っている。 ・捜索(新規) 延べ6回 ・インターネット公売(新規) 実施回数 延べ3回 出品件数 延べ46件 落札件数 延べ27件 落札合計金額 962,801円	収税課
	徴収業務について情報システムを活用して、情報共有・一元化を行うべきである。また、公課公租のみならず、水道料金、市営住宅家賃、保育料等の公金全般について、一定期間滞納が続いているものを一括して管理徴収する部署を設けることにより、人件費や郵送料などの経費削減が可能となることから検討を行うべきである。	平成21年度から収税課を設置し、市税の収納事務を一元化した。公共料金全般についても平成20年度において検討したが、システムの違いや事務効率の面で一本化にはいたらなかった。が、収税課を中心とした、徴収のノウハウを含めた情報交換と連携を進めることとした。平成21年度、収税課では市税と国保税の徴収業務を行っているが、同一滞納者の納付では、国保税を優先に納付したいとする場合が多い状況である。公租公課の滞納者と公共料金の滞納者は同一人である比率は高いと思われるが、納付(納入)には滞納者の意思が反映されると、前段のように、生活関連の処分を回避する目的で、公共料金や国保税などを優先的に納付したいとする懸念から、市運営の原資である市税が後回しになる危険性についても慎重に検討が必要と考える。 滞納事案では、自主的な納付がほとんど見込めないなかでは、差押によらざるを得ないとしているが、根拠法令によって差押の自立執行ができる項目とそうでない項目に分かれるため、その仕分けと取組方法や守秘義務に関する点、或いは個人情報管理に関しても留意が必要と考える。 また、人件費や郵便料の経費削減については、同一人に対し複数の郵便物を同封することで、かつ、大量に処理することでのメリットであると考えます。既に滞納となった徴収金では、集合徴収的な取扱いが難しい(集合事務に相当する時間を要するため)と推測されますので、経費的なメリットは限定的ではないかと思われる。 種々の課題が想定されますので、関連部署の連携で原課職員のスキルアップに向けた取組みを進め、滞納整理が計画的に取り組める体制整備に努め、並行して一括徴収の可能性についても検討していく。	平成21年度から市税と国保税とを一体的に徴収する収税課を設置した結果、県の指導も得ながら捜索やインターネット公売など、新たな手法の取組みもあって、市税における徴収率は前年度に比べて0.1%向上した。 また、水道料金、市営住宅使用料、保育料など公金全般についての管理徴収については、それぞれの債権の適正な管理が重要であることや管理システムの違い、滞納処分の根拠法令の違いがあることからあくまで原課での徴収を基本とし、更なる職員のスキルアップに努めている。 なお、滞納者情報の共有化については既に一部の公金について関係部署間でやっているが、さらに連携強化に努めていく。	職員課 収税課
	税等の納付において、本当に困った方の分割納付や相談方法について広報等で周知を行い、収納対策や福祉の担当部署が連携して効果を上げてもらいたい。	景気の低迷から収入の減少が生じている納税義務者に対しては、本年度の特徴的な事象として、納税通知或いは督促によりその納付方法の相談について自主的に来庁されている。高額滞納者との納税相談においては多重債務者の発見の機会とらまえており、現在7名の発見に至っている。該当者には市民協働課・消費生活相談担当との連携で生活改善に向けた指導等の取組みを行っており、滞納者への催告状にこの取組みに関する案内文を添付し、さらに納税相談の折の聞き取り調査においても多重債務者の発見に努めている。こうした取組みは生活改善により滞納税の解消につながることを期待するものである。	・分割納付誓約者 市税 444人 (対前年比 67人増加) 国保税 356人 (対前年比 52人増加) ・多重債務対象者の弁護士引き継ぎ件数 相談 19件 (対前年比 18件増加) 弁護士引き継ぎ 3件 (対前年比 3件増加) 執行停止決議 市税 277件 (対前年比 219件増加) 国保税 128件 (対前年比 12件増加)	収税課
財政収支見通し	平成28年度に財政調整基金が底をつき、余裕がない状況がしばらく続くと見込まれている中で、平成32年度に計画を達成させるという見通しは、少しリスク管理が不十分である。	財政の健全化を緊急かつ重要課題と位置づけ、抜本的な行財政改革に取り組んできた。しかしながら、引き続き収支不足が見込まれることから、今後も、市民や議会のご理解と協力をいただきながら、早期に収支が均衡するよう更なる行財政改革に取り組む。	市税の増や国の交付金などにより平成21年度の基金は増加したが、人件費や扶助費など義務的な経費が増加し引き続き収支不足が見込まれる。今後、市民や議会のご理解と協力をいただきながら、早期に収支が均衡するよう更なる行財政改革に取り組む。	行政経営課
	臨時財政対策債が今後どうなるか考慮すべきである。	普通交付税はその不足額を補てんする臨時財政対策債とあわせ、市の収入の柱となっており増減による影響が大きいことから、これまでどおり将来の地方交付税は厳しく見込み、また、地方交付税の削減に対処できるよう柔軟でスリムな行政システムの構築を目指す。	現行の枠組み(普通交付税+臨時財政対策債)について今後の見通しは示されていない状況であることから、県とも協議し後年度も継続するとして見込んでいる。平成22年度では臨時財政対策債が急増するなど収入に大きく影響している。今後とも情報収集に努めるとともにスリムな行政システムの構築を目指す必要がある。	行政経営課

取組項目等	意見・提案	市の取組方針	結果(現状)	担当課
	どこの自治体よりも財政状況が悪化している中、他の自治体と同様の方法で推計するのではなく、独自の厳しい視点を持つべきである。	従来から、収支見通しの作成にあたっては歳入を厳しく見込んでおり、今後、地方交付税等が見通しより多く交付された際には、地方債の繰上償還に努めるなど、早期に収支が均衡するよう財政の健全化に向け徹底した歳出削減を図る。	従来から、収支見通しの作成にあたっては歳入をより厳しく見込んでおり、県や他市のように経済成長率等は一切見込んでいないが今後、地方交付税等が見通しより多く交付された際には、地方債の繰上償還に努めるなど、早期に収支が均衡するよう財政の健全化に向け徹底した歳出削減を図る(今回平成24年度に8.3億円の繰上償還を見込んでいる)。	行政経営課
	行政サービス一つの価格表の作成を行い、市民が受けている行政サービスにどれだけのコストがかかって、どれだけの税金を使っているかを市民に理解してもらう必要がある。	市民の皆様、各々の行政サービスについて利用者1人あたり、どれだけの経費がかかっているかについて、お知らせすることは、大変重要なことであると考え、このことについては、どのような形でお知らせをしていくか等、十分検討していく。	今回は、会計財務書類のうち行政コスト計算書の作成にあわせて住民票や印鑑証明など窓口業務に要する経費やごみ処理経費などについてモデル的に作成し市のHPで公表した。今後は順次サービス業務をふやしていくとともにどのような形でお知らせをしていくか等、十分検討し作成していく。	行政経営課
	再生計画を出して終わりではない。コスト意識を促す情報も含め、市民へもっと啓発理解してもらう必要がある。	篠山再生計画(行財政改革編)は平成20年11月に策定、公表を行い、平成21年2月に篠山再生計画ダイジェスト版を各戸へ配布するなど、広く市民の方々に啓発を行ってきた。また、本年度の7月から8月にかけて、ふるさと一番会議(20地域で開催)において、篠山再生計画の内容や進捗状況について説明を行った。今後においても、市の財政状況も含め啓発を行っていきたくと考えている。	篠山再生計画(行財政改革編)の進捗状況等について平成22年度においても、12月号の広報に掲載し、ホームページ上でも公表する。その中で、市の厳しい財政状況についても合わせて啓発していく。	行政経営課
	篠山市の水道料金が日本一高くなるのではないかと不安があり、水道事業について、専門家の知恵を借りて「対策委員会」を立ち上げるなど、抜本的な改革を行う必要がある。	水道料金については、平成18年から平成27年までの料金算定期間を有した積算とし、「篠山市水道料金審議会」を経て、平成18年に32.61%、平成23年に25.41%の2段階での改定とされていた。しかしながら、繰入基準に基づく高料金対策経費として一般会計からの繰入・計画年間収水量乖離・経費節減等から、財政計画を平成20年11月に見直し、平成23年度の料金改定を見送ることとした。今後、この財政計画を遵守すると共に直一層の経費削減に努める。	平成20年11月に見直した財政計画に基づき、検証を行い毎年の予算に反映を行っている。	経営企画課
その他	県水道の利用に関して、兵庫県(料金・水量等について)交渉の余地はないのか検討する必要がある。	兵庫県用水供給については、県全体の計画水量の中に加えていただくことを受水団体に認めていただき、篠山市の水量確保に努めてきたところである。計画給水量については、県下の篠山市を含む受水団体と県企業庁の協議を経て決定され、4年ごとに受水団体の水需要計画及び料金について協議してきているところである。なお、県の改革プランに示す平均供給単価10円/m ³ が引き下げられる予定である。	県水道の利用に関しては、市の取組み方針に基づき、受水関係団体と企業庁とで現在協議をして進めている。	上水道課
	夏休み期間中などに空き施設となる給食センターの設備を有効活用して特産品の加工販売を行うなど、発想と視点を変えてみると、様々なアイデアを出したり実現したりすることができるのではないかと、楽しい改革、再生していくことも大切である。民間の手法も取り入れて、より良いやり方を一緒に考えて進めていきたい。	夏休みは40日程度の長期休暇となるが、内20日間は、年に一度の厨房・ボイラー・汚水槽・受水槽等の点検又、食器類の手洗い洗浄及び点検に要している。また、2学期の給食開始にあたっては、設備並びに調理場の清掃に最低10日程度が必要となる。施設も国庫補助を受けているため、使途についても制限があり、又、不特定多数の者が調理場に入るといことは安全で安心な給食の提供に問題がある。施設の有効活用については課題があるが、ご意見を参考に検討していきたい。また、他の施設においても施設の有効利用について十分検討していく。	現状としては、取組方針どおり施設の衛生面の確保等、安全で安心な給食の提供を第一に考えている。また、施設の有効利用については、他市の事例を参考に検討していく。	篠山東部学校給食センター 篠山西部学校給食センター
	市民、職員、関係者の方々の努力と連携によって、篠山再生計画が着実に実行されていることを確認した。一部未達成の項目はあるものの、計画効果額に対して約7千万円増の効果を出したことは評価できる。今後も、さらなる努力を継続することによって、可能な限り早期に篠山市の再生が達成されることを期待する。	平成20年11月に篠山再生計画(行財政改革編)を策定以後、行財政改革の具体的方策122項目を、市民、企業、議会、行政が負担を分かち合いながら、一部見直しを行った項目もあるが、着実に実行してきた。計画は順調に進んでいるが、平成22年度から26年度にかけて、年額15億円にのぼる地方交付税の削減が始まり、実質公債費比率は平成23年度に24.5%とピークを迎える。この厳しい時期を市民の皆様と心をつなぐ乗り越え、着実に又、できる限り早期に再生できるよう取り組んでいく。	平成22年度においても取組方針どおり着実に計画を推進していく。	行政経営課